

家庭用防犯カメラ設置補助金

阿見町では、家庭用防犯カメラを購入・設置した方に対して補助金を交付しています。

1. 対象者 ▼次のすべてに該当する方

- ・申請時において阿見町に住民登録がある
- ・町税を滞納していない
- ・防犯カメラを6年以上使用する見込みがある

2. 補助条件

- ・交付の回数は1戸の住宅につき1回
- ・防犯カメラは固定設置とし、映像データを確認できること
- ・撮影範囲に自宅以外の住家が含まれている場合は、その方の承諾を得ること
- ・防犯カメラが作動していることを表示する看板等を設置すること

3. 補助対象

- ・防犯カメラ
- ・モニター（二次的に利用できるテレビ、スマートフォン、タブレット端末等は対象外）
- ・記録装置（SDカード、HDD、SSD、USBメモリ等）
- ・看板等（ステッカー含む）
- ・送料

※いずれも令和8年10月1日以降に購入・設置した新品であること



4. 補助金額

- ・補助率 1/2（千円未満切捨て）、上限 25,000 円

※ポイント値引き等は補助対象になりません

5. 申請方法 ▼次のものを提出（提示）してください。

- ・「阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書」※窓口に用意してあります。
- ・「阿見町家庭用防犯カメラ設置補助金交付請求書」※窓口に用意してあります。
- ・購入・設置の領収書（日付、品名、購入金額の記載があること）の写し
- ・写真〔①防犯カメラを設置したことがわかる居宅の全景、②防犯カメラの固定設置状況、③看板の設置場所と看板の内容、④映像を表示しているモニターの画面、⑤構成機器（モニター、記録装置）〕
- ・申請者本人が確認できるマイナンバーカードや運転免許証の写し
- ・補助金の振込先が確認できる通帳やキャッシュカードの写し又は提示

お問い合わせ先（申請先）

阿見町役場〔1階〕 生活環境課

電話 029-888-1111（内線 171）

